

在中国日系企業が直面している様々な環境制度への対応や環境に関する諸問題の解決に寄与するために、ジェトロ広州は、中国の環境政策や関連法規、環境制度の専門知識などに関する最新情報を定期的に発信して参ります。

皆様のお役立てれば幸いに存じます。本メルマガの内容についてご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

---

[ 20210930 号 目次 ]

---

○企業違法事例

台帳の不備や不適切な固形廃棄物処理に厳罰

○政策規制解説

『中華人民共和国固形廃棄物環境汚染防止法』

○企業環境管理のポイント

固形廃棄物の保管について、経営者が押さえるべきポイント

---

○企業違法事例

台帳の不備や不適切な固形廃棄物処理に厳罰

■事例1 固形廃棄物の屋外不法管理が調査対象に

2021年3月11日、法執行官がある自動車部品メーカーに対して法執行検査したところ、当該メーカーが一般産業固形廃棄物の管理に関し、保管施設（倉庫）を建設せず、工場の南西隅と北側の屋外で生産工程から出された鉄くずやプレスろ過後の袋詰め汚泥を不法に積み上げていることが判明した。

現在、生態環境局は、当該メーカーの一般固形廃棄物の屋外不法管理に関し調査している。

■出所：<https://mp.weixin.qq.com/s/EFe8zElee4D7yofaZNaGeg>

■事例2 危険廃棄物台帳の不正確な記録により、多大な罰金を科される

2020年11月、法執行官がステンレス鋼圧延会社を調査したところ、危険廃棄物管理が混乱しており、危険廃棄物の台帳が標準化されていないことが判明した。台帳に記録されている危険廃棄物の発生量、在庫量は明らかに実状と一致しておらず、危険廃棄物の出所や出入庫の期日が規制に従って記録されていなかった。

当該企業が規制に従って危険廃棄物管理台帳を作成し、正確に記録しなかったことは、『中華人民共和国固形廃棄物環境汚染防止法』の関連規定に違反し、16万円の罰金を科された。

■出所：<https://mp.weixin.qq.com/s/hIMGwou0Z9U0C77urwPfnQ>

---

○政策規制解説

『中華人民共和国固形廃棄物環境汚染防止法』（以下『固形廃棄物法』）

新しい『固形廃棄物法』は2020年9月1日に正式に施行され、固形廃棄物管理の不適切な管理に対する罰則を強化したものである。

- ・危険廃棄物違法行動関連の罰金は、1～10万から10～100万に引き上げられた。
- ・一部の違法行為は最高500万の罰金を科される。

第20条では、固形廃棄物の発生、収集、保管、輸送、利用、および処理を担当する事業者およびその他の生産運営者が、散乱、流失、漏出、またはその他の環境汚染を防止するための措置を講じるべきで、許可なく固形廃棄物を投棄したり、積み上げたり、捨てたり、散らかしたりしてはならないことを規定している。

■出所：[http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/202004/t20200430\\_777580.shtml](http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/202004/t20200430_777580.shtml)

---

## ○企業環境管理のポイント

固形廃棄物の保管管理について、経営者が押さえるべきポイント

固形廃棄物を出している企業は、上記の2件の案件を鑑みて、固形廃棄物の保管と管理を適切に行い、不要な損失を避けるために「固形廃棄物を生産用の原材料として扱う」べきである。

- ・一般固形廃棄物保管場所は、次の要件を満たす必要がある：

1. 屋外での積み上げ禁止。
2. ただちに使わない、または使えないものについては、保管施設や場所を規則に従って建設し、安全を確保しながら分類・保管するか、無害化処理措置を講じる必要がある。
3. 一般固形廃棄物保管場所の標識を掲示すべきである。
4. 産業固形廃棄物を出している事業者が操業を停止する場合、産業固形廃棄物の保管・処理の施設や場所については、前もって汚染防止・管理措置を講じ、未処理の産業固形廃棄物を適切に処理すべきである。

---

### 【免責事項】

・上記の内容は、中国政府によって公式にリリースされた情報またはその他のメディアの公開情報に基づいたもので、当社は関連情報の収集、編集、翻訳のみを行い、内容の正確性と信頼性について責任を負いません。当社は、当社が提供する情報に基づいて読者が下した判断または決定に対して、いかなる法的責任も負わないものとします。

・上記の情報に関連する法律文書はすべて、中国の公式サイトから選定され、中国語から日本語に翻訳されたものです。ご利用にあたって、いかなる曖昧さが生じる場合、中国語版を正本とします。必要に応じて、中国の法律に精通している専門家にご相談ください。

---

### 【相談窓口】

JETRO 広州では、環境・省エネ分野を専門とするコーディネーターをパートナーに、皆様からの相談にご対応させていただいております。どうぞ気軽にご相談ください。よろしく

お願いいたします。

**【お問い合わせ先】**

JETRO 広州事務所 担当：田中、朱

メール：PCG@jetro.go.jp

TEL：020-8762-0060